

止水板等設置事業補助金交付について

止水板等設置事業とは

市内に建築物を所有又は使用している方が、当該建築物等への浸水被害の軽減を図るため、止水板設置に伴う関連工事に対して、設置費用の一部を行う事業です。

◇補助の対象者

下記のすべての条件を満たす方

- ・市内の建築基準法第2条第1号に規定する建築物（販売を目的としたもの及び仮設のものを除き、当該建築物に附属する駐車場を含む。）を所有している方（借地又は借家の場合にあっては、当該所有者から止水板等の設置について同意を得た方に限る。）
- ・市税各種並びに下水道事業受益者負担金及び分担金を滞納していない方
- ・暴力団との関係を有していない方

◇補助対象経費

- ・住居、事務所、店舗等に止水板等を設置する工事
- ・上記と一体して行う工事（内外壁の止水工事、土間コンクリート打設工事等）
- ・当該建築物に設置する止水板等の購入に要する経費

◇補助金の額

- ・止水板等設置工事費等の費用の2分の1とし、50万円を上限とします。
※補助金額に1千円未満の端数が生じたときは切り捨てた額となります。
※補助金の交付は、一つの建築物等につき一回を限度とします。

◇申し込みに必要な書類

- ・石巻市止水板等設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・設置場所の案内図
- ・工事等の経費が分かる見積書の写し
- ・設置場所に係る平面図、構造図
- ・所有者の同意書
- ・市税等に滞納がないことを証する書類
- ・誓約書及び同意書（様式第2号）



※ 補助金実績報告書は、事業完了の日から1か月以内又は完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日まで添付書を添えて提出してください。

◇審査及び補助金交付決定通知書の発行

- ・申請書の内容を確認した後、決定通知書を発行します。

◇補助金実績報告書に必要な書類

- ・石巻市止水板等設置事業費補助金実績報告書（様式第8号）
- ・工事等にかかる竣工図（平面図、構造図）
- ・工事写真
- ・支払いを証明する書類

◇審査及び補助金確定通知書の発行

- ・申請書の内容を確認した後、確定通知書を発行します。

◇補助金交付請求に必要な書類

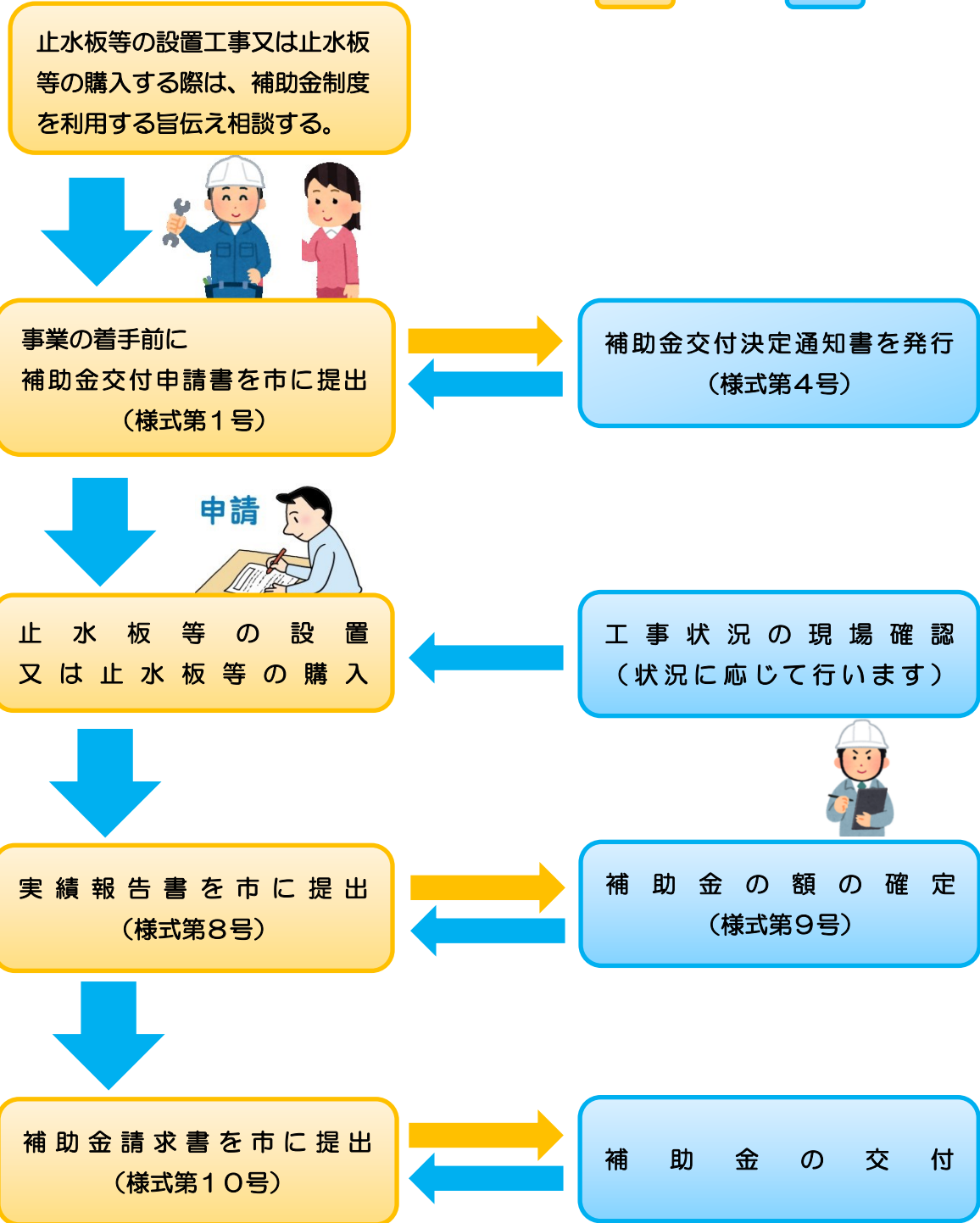
- ・石巻市止水板等設置事業費補助金請求書（様式第10号）
- ・請求者と同一名義人の預(貯)金通帳の写し（口座名義人、口座番号が印字されたページ）

イメージ図



止水板等事業補助金交付の手順

申請者 石巻市



お問い合わせ
建設部下水道管理課 維持管理係
☎0225-95-1111（内線5685）